

「トートーメー問題」再考

Re-constructing “Tōtōmē”

藤 崎 康 彦

1. 目 的

本稿は、沖縄においてかつて「トートーメー」について議論された経緯を「トートーメー問題」として考察し、それを現在にまでつなげる沖縄の民族的アイデンティティ形成の動きの初期のエピソードとして理解しようと主張するものである。先ず以下の論述で重要な概念について簡単に述べておきたい。

アイデンティティ

「アイデンティティ」は、何かに「化けて」いたものが「正体をあらわす」というようなときの「正体」という日常的意味で理解するより、日本語では心理学でのことばとしての「アイデンティティ」を思い浮かべるほうが普通であろう。個人のアイデンティティを問題とする心理学とは異なり、文化人類学ではむしろ何らかの集団の集合的アイデンティティを問題にすることのほうが多い。しかしそれをどうとらえて表現し、議論すべきかは方法論的な難しさを持つ。その点では「文化とパーソナリティ」と同じ問題を抱える。

しかし、集合的なアイデンティティの考察は、第二次世界大戦以降、植民地解放の動きとも関連し、「民族」概念が政治的に重要になってきた経緯に照らしても、全く避けて済ますことも難しい。

アイデンティティをどのような「認識」したらよいか。ここでの私の立場は人々の日常の「語り」の中に、すなわち人々の行為と、その行為を説明し意味付けるための言語表現行為の中にかがうことができるというものである。人々は自らと自らの周囲の世界を（あるいは世界とその中にいる自分とを）理解、了解、あるいは解釈や合理化をするために自らに向かって、あるいは人と互いにことばを交わしてそれらを「構築」（もしくは「構成」）する。自分は何者かというアイデンティティもそのような語りの中で構成される。

人々の行うことと、その意味付けの「語り」をたどることは集合的なアイデンティティを知

る作業にも有効である。ただし、個人は自らを主体的に語ることはできるが、集団は自ら一つの主体としては語ることはできない。人々の語りの中から観察者、本稿の場合は私が構成するしかない。しかしこれを二次的に構成する作業であると考えてはならない。ある個人が語ったことも一つの資料であり、それを他と区別して、「真実」として特権的な存在論的地位を与えることは適切ではない。語られたこととして、観察者の「構成」の素材として他の資料と同等の価値を認めることにとどめるべきである。

「構築」あるいは「構成」としても、私が恣意的な解釈をするものではない。民族的なアイデンティティーを沖縄について構成するなどという文化人類学固有の課題であるかのように錯覚するが、文化人類学などは研究の世界では後発組であり、すでに「思想」を論ずることの中にその課題は含まれている。「文学」「歴史」「社会」を論ずることも思想を論ずることに他ならないし、これまで沖縄のアイデンティティーについても多くの論考が積み重ねられている。沖縄の状況を論ずることはそのままアイデンティティーについての考察につながってゆく面がある。例えば鹿野政直の伊波普猷を論じた書の「序」で「一方、沖縄では一九七〇年代が過ぎると、伊波への関心は潮の引くように薄れた。八〇年代に入って沖縄は、沖縄を中心にぐるりと大きな円を描くかたちでの文化像を打ちたてはじめたごとくにみえる。その場合、朝鮮・中国や東南アジア、西太平洋、またアジア一帯が、一つの文化圏をかたちづくると認識され、ヤマトもその環に連なる一つとなる。」(鹿野 1993 : ix) というとき、この「文化像」は他者との関係付けを含む沖縄の自己像=アイデンティティーに言及していると見ることは可能であろう。

トートーメー

本稿では考察の対象を1980年初頭から沖縄の地元紙である『琉球新報』上で特集され、その後ほぼ一年以上にわたって沖縄の社会に大きな反響を呼んだ「トートーメー」についてのキャンペーンとその関連の文字資料に限る。トートーメーとは沖縄のことばで祖先を意味し、狭義には位牌を指すが、「トートーメーを持つ」ということは祖先を祀る責任を担うこと、その行為全体を意味するので、むしろ祖先祭祀全体を広義には意味すると考えてよい。

なぜトートーメーを取り上げるかは私の個人的な研究史に関係する。私はシャーマン研究の脈絡から奄美・沖縄の「ユタ」について実地と文献の双方から研究を試みた。ユタを多面的に考察する過程において一つだけ扱いかねて資料は集めながらまとめなかった分野がある。それは1981年から1983年にかけて地元の二大新聞を舞台に行われたユタに関する論争である。これをここでは「ユタ論争」と呼ぶことにするが、その論争の引き金になったのが「トートーメー問題」である。これらの紙上での特集や論争は、共に沖縄の文化的（今では「民族的」といってもよいのではないかと思うが）アイデンティティーの構築の過程あるいは脈絡の中の一連のエピソードとしてみると、一番よくその性質を理解できると考えるようになった。たぶん以後知恵的ではあるが

その観点からまとめようとするのが本稿である。シャーマン研究の枠組みでは見えてこなかったものに遅蒔きながら気が付いたのである。

しかし主として時間的な制約から本来一連のものとして考察するのが適切なものを、今回は前半に相当する「トートーメー問題」のみを扱う。

なおこれは私の「人格の概念とアイデンティティ」に関する研究の序説を構成すべき部分であるがラフなスケッチに現時点ではとどまっている⁽¹⁾。

2. トートーメー問題の経緯

トートーメー問題は、1980年の元旦の『琉球新報』紙面から始まった。これは記者の野里洋氏が実質的に企画をして構成したものであることは現在では周知の事実で、本人もそれを認めている。それによれば、浄土真宗を信じている北陸の家庭の出身である野里氏の、沖縄文化のある部分に対する疑問がきっかけであったようだ。少し長いが氏の表現を引用する。(なお「トートーメー問題」という表現もここから借用したものである。)

「僕の家は浄土真宗で両親も僕も子供の頃から家の中でお経を上げているような雰囲気の中で育ったりしまして、『良い行いをすれば必ず良いことがある。悪い行いをすれば必ず悪い結果になる』というようなことしか教えられない。それがすべてだだと思いますが、どうも沖縄で生活していると必ずしも『悪いことをやったから悪い結果になる』ということではなくて、原因は別のところにあるといういい方をする。『祟り』ということを使う仲間も結構いまして、こういうのはおかしいんじゃないか、それをせんじ詰めていくと、仏壇に関係しているという。仏壇というのは位牌、トートーメーのことです。『トートーメーの男系継承を正しく守らない場合にはいろんなトラブルが起こる。だから問題があったとしてもこの男系継承、長男から長男、嫡子（筆者注：沖縄では長男を意味し、特別なニュアンスで語られる）から嫡子に継承していくのがもっとも正しい継承の仕方である、それ以外は問題が起こる』というようなことを僕の周辺でもかなりの人が、大学の先生も含めて信じていました。『それはおかしいんじゃないか』ということで、いろいろ婦人団体の方々とかあるいは弁護士の方に聞いて歩いているうちに、ますます確信を得まして、『こういう問題こそ新聞で、活字で取り上げるのが僕らの仕事ではないか、責任ではないか』と社内でも話を持ち掛けまして、検討を進めました。」（野里 1995：89-90）

この引用からも多くの興味深いことが読み取れる。文化の大事な機能の一つは、なぜ私はいまこのような状態にあるのか、例えばなぜ苦しいのかということを理解させてくれることであるのは明らかで、それを文化人類学では不幸や災難の説明については「災因論」といったりしているが、ここで問題になっているのは、災因論にトートーメーが絡んでいるという点である。野里氏の感覚では災いには自分の行為の責任が伴う。同じ「悪いこと」でもその「悪」は現在の社会生活にその判断基準があるような悪であり、その原因は自己にある。沖縄は祖霊というある種の他

者の行為が直接的に自己に災いを引き起こす。死者としての他者にそのようなことをなさしめた原因が究極的には自己にあるとしても（それが正しく祖先を祭っていない、位牌継承の原理を守っていないということにはなるのだが）この現在の社会生活において生きている他者に悪をなしたわけではない。それでも沖縄では人に災厄が降りかかる。こうしてみればトートーメーは単に「祭具の承継」という民法上の行為の問題ではなくて、大げさに言えば沖縄の宇宙観に関係しているのである。

連載は「ウチナー^{イナグ}女, ^{イキガ}男」という統一タイトルで最初は共働きの話などを取り上げていた。男女の社会的差別の問題全体を扱う企画であるように見えながらも「トートーメーを女は持たないこと」に焦点を当てて議論することは当初からの狙いであったようだ。同年1月14日から「トートーメー 女ではダメ」として最初の記事が出た。野里氏の証言によれば、新聞社始まって以来の反響が文字通りその直後からまきおこったという。「部屋にガスを充満させて、うんとうんと充満させてはち切れんばかりにして、そこに新聞というマッチでちょっと火を付けたような状態で」（野里 1995：91）社会が揺れて、朝から社の電話は鳴り続けたとのことである。反響は読者の直接の来社や手紙、投書も含めて大変な量であったようだ。

トートーメーの何が問題だったのか

読者からの反響の多くはすぐに連載に取り入れられ、企画と反響は同時進行的な様相であったが、その記事と反響などその他関連の記録は連載終了後すぐに琉球新報社編『トートーメー考 女が継いでなぜ悪い』にまとめられた。

なぜこれほどの反響があったか、反響は何に向けられていたか。キャンペーンのタイトルにあるように、娘が親や祖父母など直系の祖先の位牌を継承できないということが先ず問題ではある。しかし実態としては、それ自体よりもむしろトートーメーの継承と財産の相続が一体のものとなされ、民法上の相続人たる資格のある女性より、トートーメーの継承を口実に遠縁の男性が財産の相続を主張する事態が生じたりすることなどが問題であったのである。そのときの縁者の主張の正当化の根拠が、トートーメーの継承の論理というより「タブー」である。

例えば、次のような例が事実として記録されている。ある女性は那覇家庭裁判所に審判を求めて提訴した。娘ばかりの家庭で、この女性のみが未婚で最後まで親の面倒をみた。父親の意向で、墓とトートーメーを受け継いで、祭祀も行ってきた。しかし本人自身が女だけであるからと思い、親戚に親のトートーメーを持ってほしいと頼んで回ったが相手にされなかったそうである。ところが、墓地が那覇市の公園になることから移転補償の交渉がこの女性と市との間で始まった。これに対してイトコの男性が、男系継承の慣習によるトートーメーや墓地の継承権を言い立てて、介入してきたのである。つまり自分に権利があるという主張である。現民法でも財産ではなく祭具や墳墓については、あらかじめの継承者が定まっていなかった場合には慣習によることを認めてい

る。しかし、審判ではこういう沖縄の慣習自体が男女平等の憲法の理念に反するとして、女性を「承継者」に指定する審判を行った。(堀場 1990, 『琉球新報』1981年4月29日, 同5月1日朝刊記事などにより要約。)しかしながら堀場によればこれには後日談があり、正当な主張が通ったにもかかわらず、結果的にこの女性は周囲の非難や冷たい視線に耐え切れず、すべてを処分して東京に引き移ってしまったのだそうである。最終的にはこの女性の行方は知れないという。(cf. 堀場 1990)

トートーメー継承の論理

継承のルールは「タブー」の形で否定的に表現されている。時代によって異なる面があるが、この「トートーメー問題」の時点では次の四つが一般的に知られていた。これらの事態が生ずることを避けることが正しいという社会的な了解である。

- (1) チャッチ・ウシクミ (嫡子押し込め)
- (2) チョーデー・カサバイ (兄弟重牌)
- (3) タチー・マジクイ (他系混交)
- (4) イナグ・ガンス (女性祖先)

それぞれに漢字での簡単な表現を付しておいたので、直感的に分かるだろうが、(1)は長男を正統な継承者にせず他の例えば次男や三男にトートーメーを持たせてはならないということである。(2)は次男や三男はそれぞれの家を建て、そこで新たな家系の祖先として祀られるべきで、ある家に兄弟の位牌が並んで祀られていてはならないということである。(3)は他の系統(血筋)の男性が位牌の継承者になってはならないことをいう。問題は(4)で、仮に上記(1), (2), (3)を数学における定理のようなものとするなら、論理的に言えば(3)の系(コロラリー)に相当する原理で、あえて立てる必要のないものといえるのだが、なぜかこの頃これが強く言われ、社会的な問題となった。その家の娘であっても位牌を継承する主体となってはならないということである。これこそがキャンペーンのターゲットだった。

沖縄の親族には強い父系出自の原理が働いており、「サニ(種)」がキーワードとして指摘されている。日本の封建時代のイデオロギーのごとく、男の「種」を女に蒔いて子を産ませる感覚である。父から子へと認められる出自を沖縄では「シジ(筋)」という。「血統」の感覚、「血筋」という感覚と同等であるが、強く父方に偏っているのである。この感覚に従えば、上記の(3)は他の血筋に入れ替わってしまうことが問題というよりも、そこまでの本来の血統が途絶えることを意味するので、それこそが重大でそれは絶対に避けなければならないということである。しかし、(4)は結局は(3)に帰着すると理解できるので、この二つは厳密な「父系出自の維持」としてまとめることができる。

それに対して(1)は「直系の純化」、(2)は「傍系の排除」といえるが、これも同じことを別な面

から表現しているのに過ぎず、「直系の純化」で代表させることができよう。要するに「父系出自の維持」と「直系の純化」が根本のイデオロギーなのである。

3. トーナー問題の意味

新聞社のキャンペーンの趣旨は位牌の継承や（それを口実にしての）財産の相続から女性を排除することの不当性に向けられていた。事実それを不当と思う女性たちが多くいた。現実これが社会問題化する過程で、先に述べたような訴訟も起こったのである。しかし、議論の帰趨をたどると、本来の「男女差別撤廃」は背景に退き、異なる方向にそれていったかにみえる。一つは後に「ユタ論争」となる、ユタ非難の世論の発生である。もう一つは、適当な表現がないのでこのように今のところは言わざるを得ないのが遺憾だが、一種の「近代化論争」あるいは「民主化論争」とでもいうべきものである。ここでは「近代化論争」と仮にしておく。

ユタ非難の論理は次のようなものである。沖縄にはカミの託宣を伝える霊能者のような存在が（それも少なからず）いて、それをユタといっている。人々は何か気になることがあると（気になるレベルは個人差があり、それこそ鳥が家に入ってきたがその意味を知りたいといってユタのもとに行く人までいるようだ）ユタのところに「ハンジ」を「買い」に行く。（人々は「ユタを買う」という。ユタのもとに良く通う人を「ユタ・コーヤー（ユタ買いをする人）」という。）そのときに家の位牌の祀りかたが正しくない、それを直すこと（これを「シジタダシ（筋正し）」）が必要だとユタがいう場合がほとんどであることから生ずるユタ非難である。ユタがこの価値観を押し付けている（だから我々が迷惑している）、という一種の主体性放棄の責任転嫁ともいえる言説である。

これ自体はここで取り上げて論じるほどの価値はないし、むしろその後に「ユタ論争」として生じた現象をこそ考えるべきなので、それは別稿に譲る。それに対して、「近代化論争」はここで取り上げたい。

近代化論争

家産の相続と家名や祭具などの長男子継承は、明治民法で法制化され、沖縄が沖縄県になったときに沖縄にも適用された。沖縄県にされるまでは古代的な「地割制度」があり、土地の私有はなく、村落共同体（シマ）が農民たちの生活の基盤であった。明治民法の規定はさほどの矛盾葛藤もなく受容されたかのようである。問題は、第二次世界大戦において、沖縄が米軍により占領され、その後軍政や民政の差こそあれ日本からは政治的、法的に沖縄が切り離されたことである。日本の新民法は1948年に施行されたが、沖縄でははるかに遅く1957年に施行された。それまでは沖縄では旧民法でやっていたことになる。この間遺族年金や接収された軍用地代の支給、支払いが行われていて、それを受給する権利者として遠縁であっても男性が直系の女性よりも優先する

ような主張が行われたようである。(cf. 宮城 2001) 旧民法の規定では、このトートーメーの継承原理は必ずしも矛盾しなかったわけである。

このような状況はインテリに沖縄の「遅れ」の意識を生む。一つには、沖縄は民主化された日本の新しい法制度になじむことが遅れたという意味での「遅れ」。もう一つは、ユタに依存する傾向などにみられる、社会意識の「遅れ」。いずれにしても封建的あるいは前近代的な意識から自由になりきれないわけで、「近代化の遅れ」としてとらえることになる。ことに法律家は明快で、何が正しく、何が誤りかについてははっきりしていた。一刻も早く、社会の意識を新法の理念に従わせなければならないとするのは、立場上自然なことだろう。

しかし、その「近代化」の遅れを何とか克服すべきだという多様な言説に対して、一部からはトートーメーは沖縄の伝統、文化、淳風美俗であって、守らなければならないという意見も投書などにはみられた。いわば守旧派の意見で、伝統保持か近代化かという対立図式がここでも出てくるので、「近代化論争」と本稿で名づける所以である。

さすがに「淳風美俗」説には組しがたいにせよ、にもかかわらず「近代化の遅れ論」に対しても疑問をもつ。民主的な相続原理に対して、封建的、家父長的な旧民法の原理を未だに引き継いでいることが問題の要点であり、啓蒙によって速やかに本土並にすべきであるようなものなのだろうか。私にはそうは思えない。このようなタブーについての現象が顕著に問題にされるようになったのは、果たしていつ頃からなのであろうか。むしろ近年になってから激しくなったのではないか。具体的には復帰後著しいのではないか。その辺の数量的証拠は直接的には、今のところ確認できてはいない。しかし、遅れというより全く異なる論理の動きなのではないかと私は思う。

自己認識としてのトートーメー

宮城の文に示唆されているように (cf. 宮城 2001), また民俗学や文化人類学の研究者たちが実感として知っているように、トートーメー問題は財産問題であると理解できればことは簡単である。しかし、なぜ沖縄人がトートーメーに執着するかは、それが一つの「アイデンティティー」形成の営みに本質的な関係があるからだと思ふ。トートーメー問題は「沖縄人」としての「民族的アイデンティティー」の一つのタイプなのであると考え、それについての論理を構成したい。ただし、民族的アイデンティティーを議論することは国家を前提にしなければ成り立たない、そういう意味で民族的アイデンティティーを考えることは国家論をやることにつながるとする立場もあろうが、今回はあくまでも「トートーメー」の意味するものの範囲に議論をとどめる。

民族的アイデンティティーには二つのタイプが「理念型」として考えられる。それを仮にここでは「空間的アイデンティティー」と「時間的アイデンティティー」としておく。(cf. 佐伯 2001, スミス 1999)

前者は空間（領土、領域）依存的で、一定の空間内での居住者や出身者について同質的な意識が強く働く。現在しばしば日本で物議をかもし、「単一民族」意識（cf. 小熊 1995）や、それゆえの統合性の良さやひいては優秀性をいうような「自民族中心的」発想がこのタイプの例として考えられよう。翻って他国を雑多な民族の集まりであるがゆえに治安が悪いとする類の言説は、このタイプの裏返しの発想の例である。

確かに領域的に共存している限りにおいてはアイデンティティーはわかりやすいが、その代わりに、その空間すなわち「場」にいなくなると、時間が経つにつれ、自他ともにアイデンティティーの認知が薄れることも起こりうる。また、領域の「周辺」に位置する存在は、アイデンティティーとしては曖昧な「周縁人」にされることもあるかもしれない。多少なりとも中心と周縁の同心円的構造が価値意識を伴うかもしれない。

後者の「時間的アイデンティティー」は空間には依存しない。人々を結びつけて同一の存在と自覚させるのは、自と他をつなぐ系譜意識である。この系譜は、神話的なものであっても、実際の親族関係に基づくものであってもよい。ユダヤの民のように同じ起源神話を信じていることで元は同じと考えることでもよいし、華僑のように親族のネットワークが紐帯になっていてもよい。要点は、この系譜的な連続性、同質性が確認できれば、空間的に離れていてもアイデンティティーは共有できるであろうことである。

このタイプはアイデンティティーの根拠が時間意識の共有にあるともいえるし、時間軸を通じて成り立っているともいえるがゆえに、「時間的アイデンティティー」というのが相応しいのである。

この二つのタイプを理念型とすると、沖縄について何が見えてくるだろうか。沖縄の近代の歴史を概観してみる。「琉球処分」によって日本の領土に編入されたとき、まさに空間的に同一の所属になったのであるから、沖縄人は日本人としての「空間的アイデンティティー」を形成することができればよかったはずである。しかしながら、周辺的な位置付けしか与えられず「差別」に苦しむことになった。（cf. 小熊 1998）いわば日本人というより日本国民としてのアイデンティティー形成に挫折させられた場合、二つの面からそれを乗り越えようとするのが考えられる。

一つは、より日本人らしくなることで日本人としてのアイデンティティーの認定を中央からあるいは本土の日本人から獲得することである。優秀な国民であることを実証するための努力は、強制されたものであれ自発的なものであれ、著しいものがあつた⁽²⁾。もう一つは「時間的アイデンティティー」で補強することである。一部のインテリによってであれ、「日琉同祖論」が唱えられたのは、この脈絡から理解できるだろう。（cf. 伊波 2000）

太平洋戦争において、沖縄は本島を中心として激しい戦火によって徹底的に破壊された。その後の復興の過程で、その道筋をつけるものとして、「アメリカ帰属」「独立」「日本復帰」の三つ

の立場が唱えられたようだ。「アメリカ帰属」は早くに力を失ったようだが、「独立」論は様々なバリエーションをとりながら根強く存在した。しかしながら最終的に実現したのは「本土復帰」であった。この時の論拠がまさに「時間的アイデンティティー」である。戦前は日本の一部であったのだからそこに戻るのが当然、本土の「同朋」、「兄弟」たちと一緒にするのが自然、というロジックあるいはレトリックが民衆の支持を得た。

もちろん基地付の施政権の返還は真の復帰にはならないという反対論はあり、この復帰自体が国際政治によって沖縄にとっては「他律的」に実現したものであることは、事実であろう。にもかかわらず、人々は望んで「復帰」したという「社会的構成」が行われたのである。

しかし、その後の過程は沖縄の人々の本土復帰に対する幻滅を生むか、あるいはすでにひそかに予感されていた危惧の念を顕在化するものであった。ある面「時間的アイデンティティー」形成の試みは挫折したとみることもできる。そういう経過の中で「トートーメー」は問題化したのである。

この事態の意味を「構成する」のに、トートーメー問題は財産問題に帰着する、すなわち経済的動機による一種の他者操作の戦術、レトリックであるとするのは、簡単だが人の動機を一面的にのみみることになる。女性自身もトートーメーの継承原理を内面化し社会的に支持し、トートーメーの祀りかたが正しくないと、自分のみならず一門にも累を及ぼすという感覚を共有しているからこそ、そのようなレトリックが成り立つことをそれは見落としている。自己の行為と祖先とは関係しているとする感覚こそが、実は一見似ているような本土の家父長的な戦前の相続制度と全く異なるものを生み出すことを理解しなければならない。

「家永続の願い」と「家制度」

位牌の存在や長男子による相続という見かけ上の類似が災いして、「本土」の「家制度」と沖縄の「門中」の大きな差を認識し損ねることは避けねばならない。沢山の位牌を持つことや、「家」を継ぐこと、家をつぶさぬように、できたら盛んにする願いは、本土でも変わりはない。例えば柳田國男の有名な「家永続の願い」という一文を思い浮かべてもそれは明らかだ。(cf. 柳田 1976) しかし、今は大方の理解が行き届いているように、明治政府が法制化した「家制度」とは、資本主義の社会に適合するような「近代家族」のひとつである。家産を安定して維持して「健全な」家として国家の基礎となるような、その家の戸主は国民として立派に義務を果たせることを狙いとしたり、そういう家族制度なのである。系譜がしっかりと認識されているように見えても、それは個人と個人の親族関係としての系譜ではなく、家産保持・経営体としての家と家との連続的關係なのである。だからこそ、子がいなければ養子を取ることに抵抗はないし、娘だけなら婿養子も普通に行われうるのである。また、本家分家は家と家の関係であり、その家に家族として含まれるものを一体として規制はするが、あくまで親族関係とは別なのである。(cf. 伊

藤 1982, 上野 1994)

これに対して、沖縄のトートナーの論理は、人類学的に言えば「(父系)単系出自集団」としての「門中」に基礎付けられたものであり、またその形成に向かうものなのである。妻は結婚して男の子を産むことで、婚家に編入され、祖先として祀られ、墓も一門の墓に入る。妻としての女性だけは、例えば厳密に父系出自集団で組織された社会における位置付けとは異なるが、先の四つのトートナーのタブーを守っていけば、父系の単系出自集団が家族化するあるいは所帯を形成している状態になる。

ところで資本主義(あるいは資本制)の発達過程で、自給自足的で自律的な共同体が破壊され、労働者をそこから調達し利用しうる、あるいはそれを再生産しうる制度としての家族が形成されたこと、社会学ではこれを「近代家族」ということは、よく知られている。明治政府が意図したものはこのような近代家族の形成であったろう。逆に国家にとって、自律的な地域共同体や大規模な親族集団(中国の宗族など)はその成員の忠誠を国家自身が利用できない恐れがあるために破壊すべき対象になりうる。国家にとって必要なものは国民であって、親族構成員ではないのである。

すでに明らかなように、ここでみたトートナーの論理は単系出自集団の形成の論理である。それはもし例えば相互扶助のような実質的な機能を有する組織に編成されるならば、家族と国家の中間に存在するものとなり、それをこそ破壊して進んできた近代の歩みの逆を行くことになる。これはさすがに極端な議論だと思うであろう。しかし、わざと極端なところまで議論を進めるからこそ、表面的な類似の底にある本質的な差を見出すことができる。

勿論私も国家に抗する集団の形成を沖縄の人たちが意図しているといおうとするものではない。そうではなく、このありうる親族集団は先のアイデンティティーの理念型でいえば「時間的アイデンティティー」であり、沖縄全体でいえば、これまでの日本人としての「空間的アイデンティティー」を補うものというより、それに対抗的アイデンティティーとして対立するものであると考へたいのである。

沖縄戦の影響で記録が失われたこと、またそもそも門中が平民に普及した時期の新しさから、ユタが「シジタダシ」をしても、普通はさほど深い過去に遡って単系出自集団として構成できるわけではないようだ。貴種への憧れから、途中を飛ばして究極的には有名な英傑に関係付けをするようなありふれた系譜が多くなるのではないかと思う。それが意味がないというのではない。むしろそのような遡及的な営みはユタを媒介にして、いずれは沖縄の古代に人々を溶け込ませてしまう。ユタの調査をしていて気のつくことは、ユタがよく神話的な、あるいは宇宙論的なイメージを作っており、それを人々に話していることである。祖先の「シジタダシ」をすることはその神話的な世界に人々も参加することである。その結果は、沖縄の古代から系譜を引いているものとして、同一とはいわぬにせよ同質の「時間的アイデンティティー」の感覚を形成、共有す

るのではないかと私は考える。琉球王国という「想像の共同体」に帰属することも抵抗がなくなるかも知れない。

そして、今現実には、沖縄人というより沖縄民族というのが相応しいニュアンスを持つ「ウチナーンチュ」「ウチナーンチュー」という「沖縄語」の表現が、日常語でよく使われるようになっている。まさに「ウチナーンチュ」は沖縄の「時間的アイデンティティー」の感覚を表現するものであり、トートーメーへのこだわりは、その積極的な機能として、アイデンティティー形成に寄与するものではなかったかと思うのである。

注

- (1) この研究課題に対しては平成13年度跡見学園女子大学特別研究助成費を受けることができた。本稿はその研究報告の一部をなす。助成に対し記して学園、大学など関係各位に感謝申し上げます。
- (2) いわゆる柳宗悦らの「方言論争」もこの脈絡で理解できる。

参考文献

- アンダーソン, B. 1997『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT出版
- フォックス, R. 2000『生殖と世代継承』法政大学出版会
- 伊波普猷 2000『古琉球』岩波書店(岩波文庫)
- 伊藤幹治 1982『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房
- 鹿野政直 1987『戦後沖縄の思想像』朝日新聞社
- 鹿野政直 1993『沖縄の淵』岩波書店
- 国際婦人年行動計画を实践する沖縄県婦人団体連絡協議会編 1981
『トートーメーは女でも継げる』同会発行
- 真栄田義見他編 1972『沖縄文化史辞典』東京堂出版
- 那覇市総務部女性室編 1995『市民女性学'94記録集』那覇市
- 那覇市総務部女性室編 2001『なは・女のあしあと』琉球新報社
- 小熊英二 1995『単一民族神話の起源』新曜社
- 小熊英二 1998『<日本人>の境界』新曜社
- 琉球新報社編 1980『トートーメー考 女が継いでなぜ悪い』琉球新報社
- 佐伯啓思 2001『国家についての考察』飛鳥新社
- スミス, A. 1999『ネイションとエスニシティ』名古屋大学出版会
- 上野千鶴子 1994『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 柳田国男 1976『明治大正史 世相篇』上・下 講談社(学術文庫)
- 湯沢雅彦 1995『図説 家族問題の現在』日本放送出版協会